

精神面などに関する相談事業 の手引き

(独) 医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部企画管理課

○事業の目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康被害実態調査」の調査結果から、医薬品の副作用により疾病や障害等の健康被害を受けられ、精神的に深い傷を負った方への精神的なケアの必要性や、日常生活に著しい制限を受ける方への福祉に係る相談支援の必要性が明らかとなりました。

このことから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構は保健福祉事業として、医薬品の副作用及び生物由来製品を介した感染等により健康被害を受けた方及びそのご家族に対し、精神面のケア及び福祉サービスに繋げる助言を行うことを目的として、相談事業を実施することといたしました。

○対象者

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度における救済給付の支給決定を受けた

- ①医療費及び医療手当の受給者、障害年金の受給者、障害児養育年金の受給者、遺族年金の受給者、遺族一時金の受給者、葬祭料の受給者並びに
- ②その家族

○受けられる相談

医薬品の副作用等により健康被害を受けたことによる精神面及び福祉面でのご相談

精神面などに関する相談事業の流れ

下記連絡先までお気軽にお電話ください。

1. 精神的なケアや福祉サービスの利用に関するご相談を必要とされる受給者及びそのご家族が医薬品機構へ連絡

専用電話：0120-XXXX-XXXX
(フリーダイヤル)

※ご連絡の際は、おかけ間違いにご注意ください
受付時間：午前9時～午後5時30分
(土・日・祝日を除く)

2. 医薬品機構の精神保健福祉士または社会福祉士が受給者及びそのご家族からの悩みや不安等について、ご相談を受けた上で、メンタルヘルスや福祉サービス利用のご案内などを実施

※相談の秘密は厳守いたします。
個人情報については適切に管理いたします。

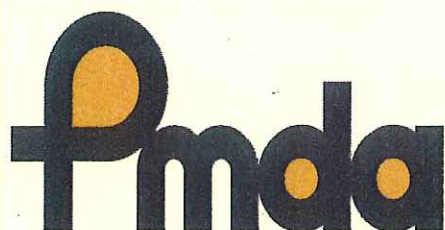
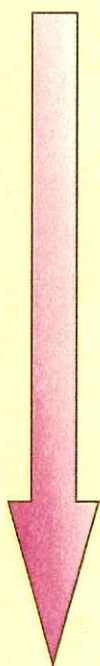
お一人で悩まずに、まずはお電話ください。



受給者等の相談者



悩みや不安等について
ご相談ください。



医薬品機構



精神保健福祉士
社会福祉士